
スポーツクラブ 21 補助金（事業補助）について

スポーツ推進課

令和 6 年 3 月 13 日

1 スポーツクラブ 2 1 補助金（事業補助）について

1. 補助金の根拠

スポーツ基本法第23条に定められた「スポーツの日の行事」、及び第34条に定められた「地方公共団体の補助」を根拠に補助を行う。（下記参照）

スポーツ基本法

（スポーツの日の行事）

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

また、スポーツクラブ 2 1 補助金は、西宮市の「西宮市スポーツ推進事業等補助金交付要綱」によって以下のとおり定められている。

西宮市スポーツ推進事業等補助金交付要綱

別表（2）スポーツクラブ 2 1 補助金 交付目的

地域スポーツクラブ（兵庫県が実施する地域スポーツ活動支援事業に基づき設立された団体）が行う事業について、その経費の全部又は一部を補助し、もって市民の健康増進と地域スポーツの推進を図ることを目的とする。

2. 令和6年度の変更点

- ・ **感染症予防対策消耗品購入に関する補助は、令和5年度の補助実績等を考慮し廃止します**

2 補助金の申請について

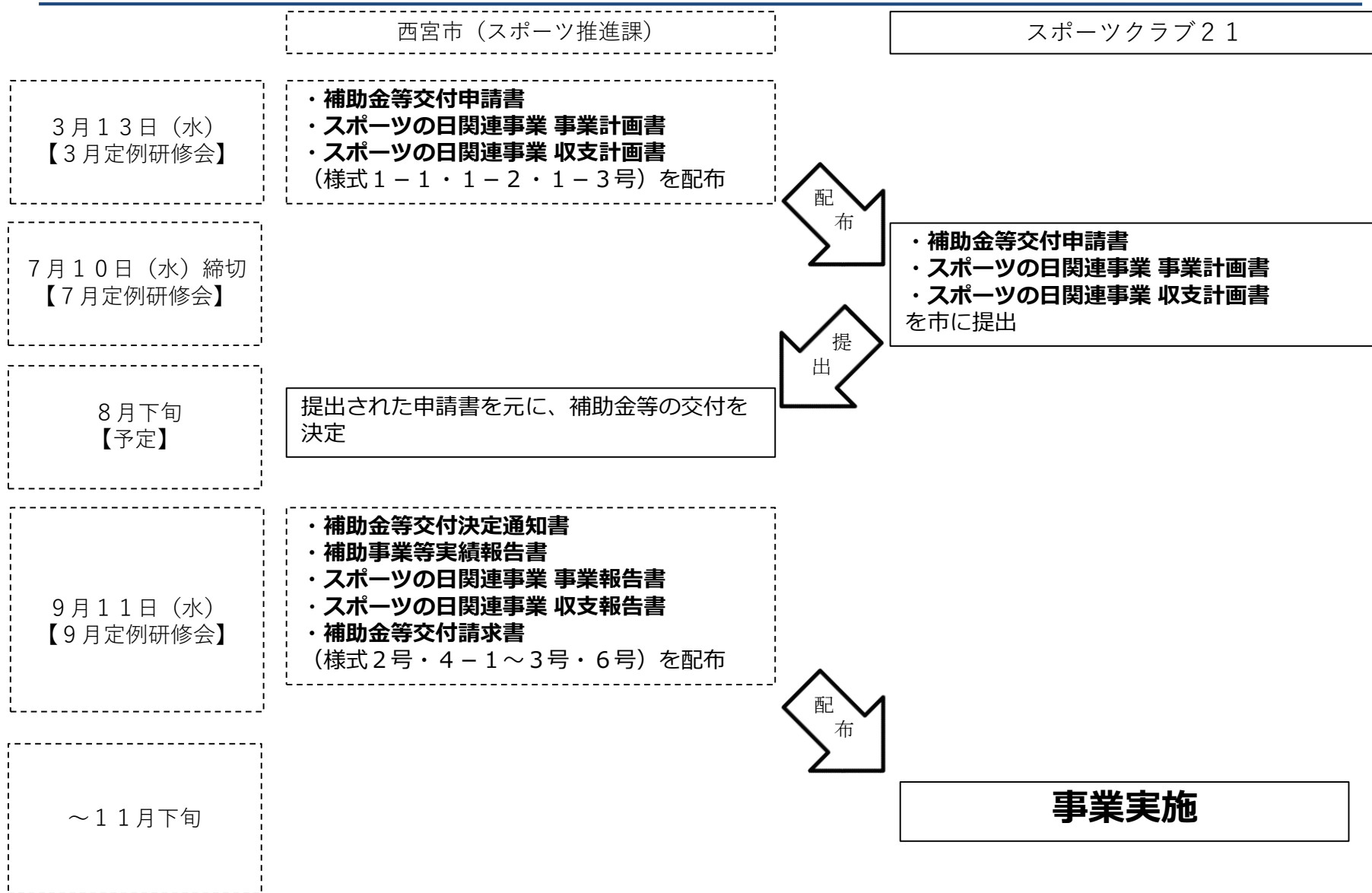
1. 申請の手続きについて

- ① 補助金等交付申請書（様式1-1号）に、必要事項をご記入の上、会長印を押印ください。
- ② 補助金等交付申請書（様式1-1号・1-2号・1-3号）の**締め切りは7月10日（水）**です。それまでに、スポーツ推進課へ、郵送かご持参をお願いします。（宛先は最終ページに掲載しています）

2. 申請以後の流れについて（4ページ目以降のスケジュールも参考にすること）

- ① 8月下旬に補助金等の交付を決定する予定です。（上記の締切までに提出した地区のみ）
- ② 補助金等交付決定通知書（様式2号）、補助事業等実績報告書（様式4-1～3号）、補助金等交付請求書（様式6号）を9月11日（水）のスポーツ推進委員定例研修会で配布します。
- ③ 補助事業等実績報告書（様式4-1～3号）、補助金等交付請求書（様式6号）をスポーツ推進課へ提出してください。**締め切りは12月27日（金）**とします。ただし、締切日以降に事業を実施する場合は事業終了次第、ご提出ください。
- ④ 上記③が提出され、報告書の確認が完了した地区から補助金の交付を行います。

3 今後のスケジュールについて 【その1】



3 今後のスケジュールについて 【その2】

西宮市（スポーツ推進課）

スポーツクラブ21

12月27日（金）
まで

事業実績を元に、以下の書類を作成し、市に提出する

- ・補助事業等実績報告書
- ・スポーツの日関連事業 事業報告書
- ・スポーツの日関連事業 収支報告書
- ・補助金等交付請求書
(様式4-1~3号・6号)

書類を受領次第随時

提出された実績報告書を元に、補助金の交付が確定
補助金等確定通知書（様式5号）の発行と、
補助金の交付が行われる

提出

交付

補助金が指定した口座へ入金される
補助金等確定通知書（様式5号）を受領する

4 収入について（様式1－3号・4－3号に記載が必要）

1. 事業の収入について

- 『スポーツの日関連事業』を実施するために必要な収入を科目ごとに計上し、様式4－3号に記載してください。
なお、様式1－3号については、あらかじめ記載してある通り申請してください。

2. 事業の科目について

ア 市補助金

スポーツクラブ21補助金（事業補助）です。事業の補助対象経費の合計に対して、**最大で12万円**まで交付します。（合計金額が12万円に満たない場合は、合計金額と同額を交付します）

イ 自治会等地区協力金

自治会・PTA・青少年愛護協会・子ども会・老人会等の地域団体からの協力金や寄付金等です。

ウ 団体助成金

スポーツクラブ21補助金（事業補助）以外の、行政からの補助金です。

エ 広告収入

プログラムやパンフレットへの広告掲載にて得た収入です。

オ 寄付金

上記ア～エ以外の行政・団体・個人からの寄付金です。

カ 参加費

参加者から徴収する参加費です。

キ 雑収入

その他、売店での売り上げなどでの収入です。

ク 本会計より繰入れ

『スポーツの日関連事業』及び「感染症予防対策事業」を実施するのに不足した経費を、スポーツクラブ21の会計より補填した金額です。

5 支出について（様式1－2号・1－3号・4－2号・4－3号に記載が必要）【その1】

1. 事業の支出について

- 『スポーツの日関連事業』を実施するために必要な支出を、科目ごとに計上し、様式4－2号・4－3号に記載してください。

2. 補助の対象となる科目について

ア 会議費

会議・打ち合わせ等で発生した会議室の使用料や、お茶代が該当します。

イ 謝金

外部から招聘する、講師や団体（吹奏楽部等）に支払う謝金が該当します。

ウ 消耗品費（一部除く）

原則として、『1点当たりの単価が税込価格**5万円未満**』の物品の購入費用が該当します。参加賞・賞品・景品の購入費や、パン食い競争の「パン」といった事業運営に必要な食品も消耗品費に該当します。単価が**5万円未満**であれば、テーブル（@6,000円）×10点＝60,000円での計上も可能です。**感染症対策を目的とする消耗品の購入費用もこの科目に含めてください。**

但し、1点あたり税込価格5万円以上の物品は、補助金対象費用として計上できません。

エ 印刷費

案内状やプログラムを印刷するための費用（用紙代やインク代等）が該当します。

オ 通信費

案内状やお礼状を郵送するための切手代等が該当します。

カ 保険料

事業のために加入するイベント保険等の保険料が該当します。

キ 雑支出（一部除く）

上記に該当しない、銀行の振込手数料等が該当します。

5 支出について（様式1－2号・1－3号・4－2号・4－3号に記載が必要）【その2】

3. 補助の対象とならない科目について

ア 備品費

備品を購入する費用が該当します。

市が定める備品とは、1点につき税込価格**5万円以上**かつ1年以上の耐用年数を見込む物品を指します。それ以外の物品（主に税込価格が5万円未満の物）の購入費用は、消耗品費として計上してください。

イ 食糧費

運動会当日のスタッフの昼食代、打ち合わせ会議で提供するお弁当代、事業終了後の懇親会費等が該当します。

ウ 雑支出（一部）

雑支出のうち、売店の仕入れにかかる費用は補助金の対象となりません。

エ 本会計へ繰入れ

収入が支出を上回った際に、本会計へ繰り入れる金額です。

6 補助金等交付申請書（様式1-1号）の記入方法について【その1】

様式1-1号

(規則第7条関係)

令和 年 月 日

令和6年度 補助金等交付申請書

西宮市長 様

所在地	西宮市河原町1-16
団体名称	スポーツクラブ21河原
職名・代表者名	会長 西宮 太郎 (印)

次のとおり補助金等の交付を受けたいので、補助金等の取り扱いに関する規則第7条の規定により申請します。

1 補助金等の名称	スポーツクラブ21補助金（事業補助）
2 補助事業等の名称及び目的	名称：スポーツの日関連事業 目的：市民の健康増進と地域スポーツの振興を図る
3 補助事業等の経費	別紙参照
4 補助金等交付申請額	金 120,000 円
5 添付書類	①令和6年度スポーツの日関連事業 事業計画書 ②令和6年度スポーツの日関連事業 収支計画書 ③その他市長が必要と認める書類

以上

・所在地、
・スポーツクラブ21名、
・代表職名、
・代表者名

それぞれをご記入の上、
**スポーツクラブ21の
会長印**を押印願います。

事業計画書の
「6 補助金等交付申請額」が
12万円以上の場合は、
「120,000」とご記入ください。
12万円未満の場合は、
満額をご記入ください。

様式1-2号

令和6年度 スポーツの日関連事業 事業計画書

- (1) 事業名 〇〇地区運動会
- (2) 開催日 令和6年10月13日(日)
- (3) 開催場所 〇〇小学校グラウンド
- (4) 予定参加人数 500人

・事業名
・開催日
・開催場所
・予定参加人数
についてご記入ください。

(5) 補助対象経費一覧

科目	予算額	摘要
会議費	10,000	会議室使用料・会議室お茶代
謝金	50,000	運営スタッフ謝金
消耗品費	48,000	消耗品代・参加賞代
印刷費	15,000	案内状・パンフレット印刷代
通信費	5,000	案内状郵送料
保険料	30,000	イベント保険
雑支出	1,000	振込手数料
	159,000	—

補助金の対象となる支出について、
予算額とその摘要をご記入ください。
なお、下記の科目・支出については補助金対象外です。

※補助対象外経費一覧

- ・備品費
(1品あたり税込価格5万円以上の物品代等)
- ・食糧費
(運動会当日のスタッフの昼食代や懇親会費等)
- ・SC21の収入となる販売用の物品
(缶ジュース、おにぎり等)の仕入れで発生した費用(該当は雑支出です)

自動計算です。
補助金等交付申請額の
根拠となります。

- (6) 補助金等交付申請額 159,000円

6 補助金等交付申請書（様式1-3号） の記入方法について 【その3】

様式1-3号

令和6年度 スポーツの日関連事業 収支計画書

1. 収入の部 (単位:円)

科目	予算額	摘要
市補助金	120,000	スポーツクラブZ1補助金
自治会等協働協力金	20,000	Z自治会より1地区10,000円
団体助成金	20,000	兵庫県〇〇補助制度より
広告収入	30,000	パンフレット掲載
寄付金	30,000	青愛協、PTAより
参加費		
雑収入		
本会計より繰入れ	19,000	
合計	239,000	-

2. 支出の部 (単位:円)

科目	予算額	摘要
会議費	10,000	会議室使用料・会議室お茶代
謝金	50,000	運営スタッフ謝金
消耗品費	48,000	消耗品代・参加賞代
印刷費	15,000	案内状・パンフレット印刷代
通信費	5,000	案内状郵送料
保険料	30,000	イベント保険
備品費	50,000	備品代
食糧費	30,000	当日昼食代50名分
雑支出	1,000	振込手数料
本会計へ繰入れ		
合計	239,000	-

収入額とその摘要をご記入ください。

自動計算です。

自動計算される収入と支出は、同じ金額にしてください。

自動計算です。

支出額とその摘要をご記入ください。補助金の対象経費、対象外経費にかかわらず、全ての科目、支出についてご記入ください。

7 よくあるお問い合わせと回答

- Q 1 : スタッフの昼食代は、なぜ補助金の対象外なのですか？
A 1 : 補助金の交付効果が特定の者の利益に属さず、広く市民に波及することが求められています。そのため、食糧費・懇親会費等は社会通念上、交付対象となりません。
- Q 2 : 備品費は、なぜ補助金の対象外なのですか？
A 2 : 本補助金の目的は、体育の日関連事業に対する事業費補助（開催支援）であり、固定的な資本の形成につながる経費は対象外です。
なお、学校体育施設開放事業で利用する備品の購入・修繕については、「学校体育施設利用事業補助金」の制度を活用してください。
- Q 3 : 他に補助金の対象外となる費用はありますか？
A 3 : 体育の日関連事業で S C 2 1 が行う売店での販売物（缶ジュース、おにぎり等）の仕入れ金は対象外です。本補助金は、体育の日関連事業に対する事業費補助であり、S C 2 1 の収益の補助ではありません。
- Q 4 : 事業計画書の科目を変えることは可能ですか？ また、補助対象経費を全て記入する必要はありますか？
A 4 : 他地区との比較資料となるので、原則として科目は変更せずに記入ください。
また、補助対象経費は現状把握に必要な資料です。全ての対象経費についてご記入ください。
- Q 5 : 最初に提出した補助金等交付申請書（様式 1 号）で記載した補助金額と、実際に請求する補助金額が異なることが分かりました。どうすればいいですか？
A 5 : 補助金の変更には、補助事業等変更申請書（様式 3 号）の提出が必要になります。
請求する補助金額が異なることが分かりしだい、速やかにスポーツ推進課までご連絡ください。
- Q 6 : 行事等を行うための費用が記載された領収書等を、提出する必要はありますか？
A 6 : 市へ提出する書類に添付する必要はございませんが、領収書等は捨てずに大事に保管してください。
補助金を交付した事業は、事業終了後、5 年間は領収書等の開示を求められる場合があります。

西宮市スポーツ推進課
〒662-8567
西宮市六湛寺町10番3号 市役所8階
TEL : 0798-35-3567
FAX : 0798-35-4045
E-Mail : k_shatai@nishi.or.jp